

平成26年定例会  
予算決算常任委員会健康福祉病院分科会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

1 【議案第131号】

三重県手数料条例の一部を改正する条例案について . . . . . 1

2 【議案第132号】

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の  
一部を改正する条例案について . . . . . 2

平成26年6月17日  
健康福祉部

## 1 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

介護保険法に係る国の制度改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

### 2 改正内容

認知症高齢者の介護に関する研修の実施について、国の制度改正に鑑み、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者研修受講手数料を追加します。

#### ○指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者研修受講手数料

##### ①事業者の代表者に係るもの

受講手数料 3,700円（新設）

##### ②事業者の事業所の管理者に係るもの

受講手数料 2,500円（新設）

##### ③居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画並びに指定介護予防サービスの利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する者に係るもの

受講手数料 3,800円（新設）

### 3 施行期日

公布の日から施行します。

## 2 三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する 条例案について

### 1 改正理由

医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保を目的として、三重県地域医療支援センターにおける後期臨床研修プログラムの活用促進を図るため、医師修学資金の返還免除等についての規定を整備するものです。

### 2 改正内容

(1) 返還免除のための義務勤務コースについて、地域医療支援センターが作成する後期臨床研修プログラム（以下「センタープログラム」という。）に基づき、県内医療機関で義務勤務を行う者を対象とする「地域医療支援センターコース」を新設します。

「地域医療支援センターコース」は、専門医資格を取得しながら実践力を身に付けた医師が、直ちに地域医療に貢献することを目的とします。

#### 現行の制度との比較表

|                            | 勤務医療機関                                | 義務勤務期間                |
|----------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| へき地医療コース<br>(内科・外科コース)     | 規則別表に定めるへき地医療拠点<br>病院及びへき地診療所         | 卒後7年間<br>(うちへき地勤務4年間) |
| へき地医療コース<br>(小児科・産婦人科コース)  | 同上                                    | 卒後6年間<br>(うちへき地勤務2年間) |
| 県内勤務医コース                   | 県内救急告示病院<br>規則で定める救急医療機関等             | 卒後10年間                |
| <b>新設</b><br>地域医療支援センターコース | センタープログラムに定められた医師<br>不足病院を含む複数の県内医療機関 | 卒後8年間                 |

(2) 「県内勤務医コース」および「地域医療支援センターコース」について、医学の修学のために必要と認められる場合は、現行の2年間を超えて、義務勤務の中断を可能とします。

具体的には、大学院進学や海外を含め県外の医療機関における医学の修学等を想定しています。

(3) その他規定の整備

(1)、(2)の改正等に伴い、規定の整備を行います。

**3 施行期日**

公布の日から施行します。